

令和8年度京田辺市複合型公共施設整備民間活力導入可能性調査業務委託 審査基準要領

1. 概要

本業務の審査・選定は、本市が設置した選定委員会により公募型プロポーザル方式を実施する。

2. 選定委員会

本業務における選定委員会の構成員は、以下のとおりとする。

- ア 委員長 副市長
- イ 委員 企画政策部長
- ウ 委員 総務部長
- エ 委員 市民部長
- オ 委員 教育部長

3. 審査方法

- (1) 担当部署において提出書類に基づいて参加資格審査（一次審査）を実施し、5者以上から参加表明書の提出があった場合は、配点合計上位4者を企画提案書提出者の対象とする。同点の場合は、4者を超えて選定するものとする。なお、参加表明書の提出が5者未満の場合でも提出書類による参加資格審査は実施するものとする。
- (2) 審査会（二次審査）は原則、企画提案書に基づきプレゼンテーション審査を実施する。また、本市が定めた審査基準に基づき採点し、参加資格審査、審査会、見積額による採点の合計点が最も高い者から第1位順位として順位を選定する。なお、最高合計点が同点の場合、見積金額が低い者を第1位順位として選定する。
- (3) 前項にかかわらず、総合点が6割未満の場合は、候補者として選定しない。
- (4) 以下に掲げる事項に該当する者は失格とする。
 - ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
 - ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
 - エ 仕様書の条件を満たさない提案を行った場合
 - オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

4. 審査基準

参加資格審査（一次審査）基準

審査項目	審査内容	配点
法人業務実績	・ 法人が業務実績を十分に有しているか	5
	・ 法人が国土交通省 PPP パートナーに登録されているか ※登録法人のみの加点とする	5
業務責任者	・ 業務責任者が業務実績を十分に有しているか	5
	・ 業務責任者が実施要領で示された資格のほか、本業務に有効な資格を保有しているか	5
業務実施体制	・ 業務実施体制（担当技術者の資格）が十分に業務遂行可能なものとなっているか	5
合計①		25

審査会（プレゼンテーション）審査基準

審査項目	審査の着目点	配点
テーマ1 業務実施方針について	・ 本業務の背景・目的を十分に理解しているか	5
	・ 業務の目的に合致した実施方針が示されているか	5
テーマ2 業務実施手順、実施工程、業務の進捗管理方法について	・ 工期内に望ましい成果を上げることができる実現可能な実施手順、実施工程となっているか	5
	・ 効果的な進捗管理方法が提案されているか	5
テーマ3 本業務の調査の具体的な進め方について	・ 本市の特性を踏まえ、業務の趣旨・目的に合致した具体的な提案であるか	5
	・ 実現可能性のある提案であるか	5
	・ 独自性のある提案であるか	5
テーマ4 本事業で想定される事業手法・事業スキームとその留意点について	・ 本市の特性を踏まえ、業務の趣旨・目的に合致した具体的な提案であるか	5
	・ 実現可能性のある提案であるか	5
	・ 独自性のある提案であるか	5
テーマ5 大型公共施設等整備が財政に与える影響の検証について	・ 本市の特性を踏まえ、業務の趣旨・目的に合致した具体的な提案であるか	5
	・ 実現可能性のある提案であるか	5
	・ 独自性のある提案であるか	5
合計②		65
見積額による採点 ③	10×（全提案者内の最低見積／提案者の見積額） ※小数点第2位以下切り捨て	10
総合計（①+②+③）		100

【評価基準】

5点：優れている 3点：標準 1点：劣っている